

○茅野市 I T 関連企業誘致奨励金交付要綱

令和 3 年 3 月 29 日

告示第 95 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、市の産業基盤の強化並びに定住人口及び交流人口の増加を図ることを目的として、市内に新たに I T 関連事業所を開設し、及び操業する企業に対し、予算の範囲内において茅野市 I T 関連企業誘致奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することに関し、茅野市補助金等交付規則（昭和 39 年茅野市規則第 6 号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) I T 関連 日本標準産業分類（平成 25 年総務省告示第 405 号）に定める分類表のうち、別表 1 に定める業をいう。
- (2) I T 関連事業所 I T 関連を目的とするサーバー等の機器設置施設、場所等の必要な機能を有し、従業員等が常時勤務する事業所をいう。
- (3) 企業 法人格を有し、代表者及び常時雇用される正社員がいるものをいう。
- (4) 空き事務所等 空き事務所、空き店舗、空き工場、空き倉庫及び空き家をいう。
- (5) 開設 市内に事業所を有しない企業が新たに I T 関連事業所を設置することをいう。

(交付対象者)

第 3 条 奨励金の交付を受けることができる企業（以下「交付対象者」という。）は、市内において新たに開設し、かつ、操業する企業であって、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 県外に本社を置く I T 関連企業であること。
- (2) 民間所有の空き事務所等を利用すること。
- (3) 開設から 6 月を経過していること。
- (4) 継続的に 3 年以上事業を行う計画を有すること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象者としない。

- (1) 公序良俗に反する事業又はサービスの提供を行う者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の構成員
- (3) 営業に関して必要な許認可等を得ていない者

(奨励金の額)

第 4 条 奨励金の額は、1 交付対象者につき 50 万円とする。

(奨励金の交付申請)

第 5 条 奨励金の交付を受けようとする交付対象者は、開設から 1 年以内に茅野市 I T 関連企業誘致奨励金交付申請書兼請求書（様式第 1 号）に次に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 法人登記簿謄本又は代表者の住民票
- (2) 直近1年の財務諸表（貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書）の写し
- (3) 当該事業所の位置図及び建物平面図
- (4) 当該事業所現況写真
- (5) 当該事業所の賃借契約書又は売買契約書の写し
- (6) 事業計画書
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、1交付対象者につき1回限りとする。

（奨励金の交付決定及び額の確定）

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、交付するものと決定したときは茅野市IT関連企業誘致奨励金交付決定兼確定通知書（様式第2号）により、交付しないものと決定した場合は茅野市IT関連企業誘致奨励金不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により奨励金の交付の決定を受けたとき。
- (2) その他この告示に違反したとき。

（奨励金の返還）

第8条 市長は、前条の規定により奨励金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に奨励金が交付されている場合は、その返還を命じることができる。

（他の制度との調整）

第9条 茅野市中小企業振興条例（平成19年茅野市条例第10号）の規定の適用を受けることができる者は、奨励金を受けることはできないものとする。

（報告及び調査）

第10条 市長は、この告示の施行に必要な限度において、交付対象者に対し報告を求め、又は当該職員を事業所等及び住居に立ち入らせ調査させることができる。

（補則）

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行し、同日以後に開設する企業から適用する。

別表1

対象業種	日本標準産業分類に掲げる号手一覧
ソフトウェア業	G-情報通信業 39-情報サービス業 391-ソフトウェア業

	<p>3911－受託開発ソフトウェア業 3912－組込みソフトウェア業 3913－パッケージソフトウェア業 3914－ゲームソフトウェア業</p>
情報処理・提供サービス業	<p>G－情報通信業 39－情報サービス業 390－管理、補助的経済活動を行う事業所（39 情報サービス業） 3900－主として管理事務を行う本社等 3909－その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所 392－情報処理・提供サービス業 3921－情報処理サービス業 3922－情報提供サービス業 3929－その他の情報処理・提供サービス業</p>
インターネット附随サービス業	<p>G－情報通信業 40－インターネット附随サービス業に掲げる業種 400－管理、補助的経済活動を行う事業所（40 インターネット附随サービス業） 4000－主として管理事務を行う本社等 4009－その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所 401－インターネット附随サービス業 4011－ポータルサイト・サーバ運營業 4012－アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ 4013－インターネット利用サポート業</p>
デジタルコンテンツ業	<p>G－情報通信業 41－映像・音声・文字情報制作業 411－映像情報制作・配給業 4111－映画・ビデオ制作業（テレビジョン番組制作業、アニメーション制作業を除く） 4112－テレビジョン番組制作業（アニメーション制作業を除く） 4113－アニメーション制作業 4114－映画・ビデオ・テレビジョン番組配給業</p>

